

# 危機管理会議

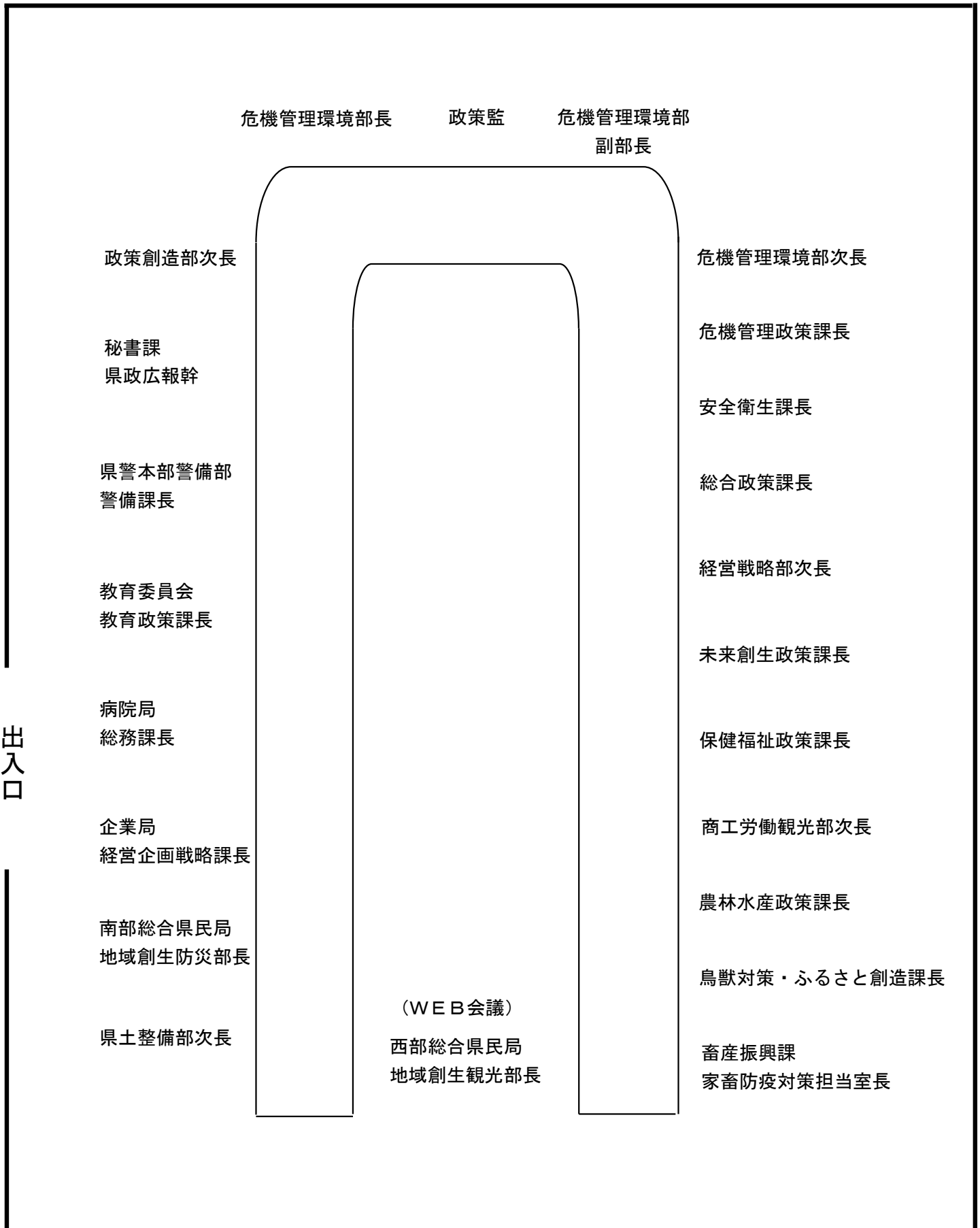
日 時 : 令和 5 年 7 月 22 日 (土) 18 時から  
場 所 : 県庁 3 階 特別会議室

## 協議事項

- 兵庫県における豚熱の患畜の確認について

# 危機管理会議 配席図

日時：令和5年7月22日 18:00～  
場所：万代庁舎 3階 特別会議室



令和5年7月22日  
畜産振興課

## 兵庫県における豚熱の患畜の確認について

### 1 概要

- 7月21日、兵庫県南あわじ市の「養豚場」の飼育豚について、「豚熱」の疑い事例が発生、国の検査機関で確定検査を実施したところ、本日、「豚熱」感染を確認

※ 兵庫県では、飼育豚においては初の感染事例  
(令和3年6月より、豚熱ワクチン接種を開始)

※ 兵庫県における「野生いのしし」の豚熱感染状況  
・ 令和3年3月16日、丹波市で初確認  
・ 令和3年7月31日、淡路島で初確認

### 2 発生農場からの飼育豚の移動について

- 県内養豚場への飼育豚の移動はなし

### 3 県内の防疫対策

#### (1) 県内養豚場への対応

- ・ 速やかな情報提供と注意喚起
- ・ 早期発見、早期通報の徹底
- ・ 「車両・畜舎等の消毒」や「野生動物侵入防止対策」など、飼養衛生管理の再徹底

#### (2) 市内危機管理体制の確認

- ・ 万一の県内発生に備え、「動員体制」や「緊急体制」、「農場での防疫措置の手順」など、防疫体制の確認

#### (3) 「野生いのしし」監視体制の徹底

## 農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 兵庫県における豚熱の患畜の確認（国内87例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

## 兵庫県における豚熱の患畜の確認（国内87例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について

ツイート

印刷

令和5年7月22日  
農林水産省

本日、兵庫県南あわじ市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は本日17時00分から、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の防疫方針について議論します。現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

### 1.発生農場の概要

所在地：兵庫県南あわじ市  
飼養状況：約650頭

### 2.経緯

- 兵庫県は、同県南あわじ市の農場から、死亡頭数が増加している旨の通報を受け、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。
  - 兵庫県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（7月22日（土曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました。
- （注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

### 3.今後の対応

本日17時00分から「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

- 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

### 4.農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和5年7月22日（土曜日）17時00分  
場所：農林水産省 第1特別会議室  
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

## 5.その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

## お問合せ先

### 消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中  
代表：03-3502-8111（内線4582）  
ダイヤルイン：03-3502-8292

公式SNS



関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

**農林水産省**

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)  
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

❖ [サイトマップ](#) ❖ [プライバシーポリシー](#) ❖ [リンクについて・著作権](#) ❖ [免責事項](#)

令和5年7月22日  
安全衛生課

## 兵庫県における豚熱の患畜の確認に対する対応

### 1 豚肉の安全確保

- (1) 県内3と畜場への指導  
食肉衛生検査所から、次の事項を徹底するよう指導
- ・と畜場における交差汚染防止の徹底
  - ・異常豚が確認された場合の早期通報
- (2) 食肉衛生検査所の対応
- ・と畜検査時における異常の有無について確認の徹底
  - ・異常豚発見時等における農林水産部との連携

### 2 いのしし肉の安全確保

県内野生鳥獣処理施設に対し、保健所から注意喚起

- ・いのしし捕獲場所の確認の徹底
- ・いのししに異常が認められた場合には、保健所または家畜保健衛生所へ連絡するよう指示
- ・記録の作成及び保存の徹底

### 3 愛玩動物（ミニブタ等）への対応

動物愛護管理センターから、次の事項を指導

- ・豚を取り扱う動物取扱事業者への注意喚起
- ・ミニブタ等飼育者への啓発

### 4 その他

- ・県ホームページ・SNS等で、豚肉の安全性を周知し、風評被害を防止

（ 豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはない  
豚熱にかかった肉や内臓を食べても、人体に影響はない ）